

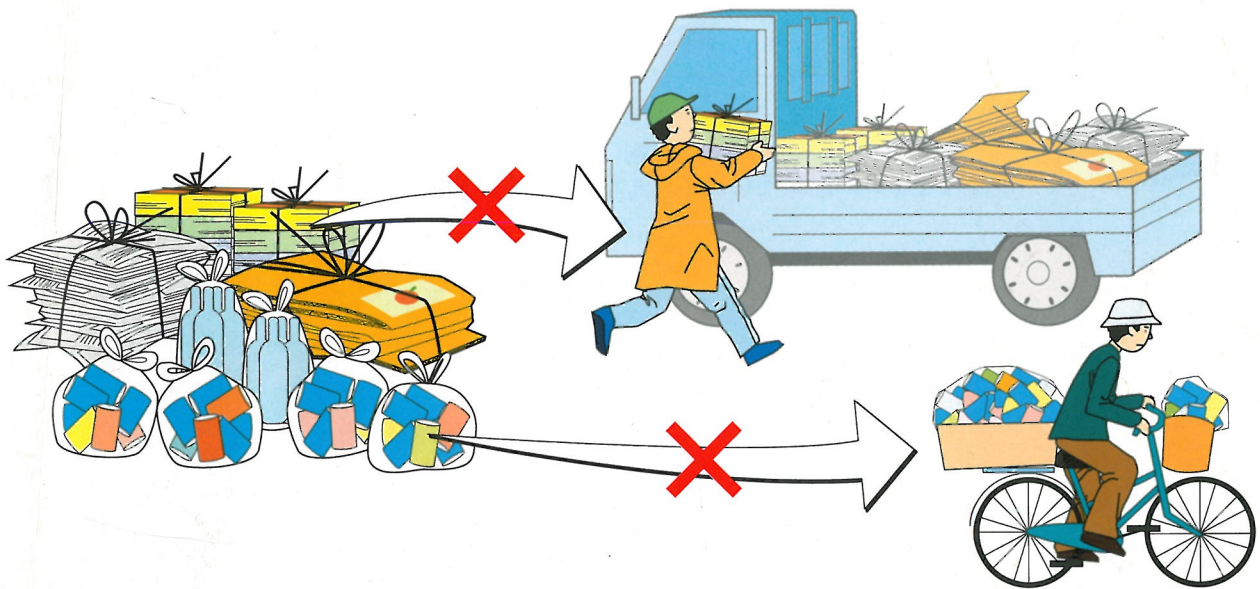
平成20年4月1日から
資源化物(古紙、空きかんなど)の
無断持ち去り行為は
条例で禁止です

禁止

資源化物の売却代金は市の貴重な財源として有効に活用されます。

那覇市では、平成20年4月1日から市民のみなさんが『決められた方法』で『決められた日』に『決められた場所』に出された資源化物(古紙、空きかん、空きびん、ペットボトルなど)を無断で持ち去る行為は、条例で禁止となります。

平成20年7月1日からは、条例に違反しますと、罰則が適用される場合がありますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



※資源化物を排出する市民との合意により譲渡若しくは売買等により取得することは、条例違反にはなりません!

市民が所定の方法で所定の場所に出した資源化物を市又は収集運搬委託業者以外の者が収集し、又は運搬することは、**那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例で禁止**です。(裏面に条例抜粋)

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(抜粋)

収集又は運搬の禁止等

第23条の2

市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

指導及び勧告

第23条の3

- 1.市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。
- 2.市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

命 令

第23条の4

- 1.市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2.市長は、必要があると認めるときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

罰 則

第34条

第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

両罰規定

第35条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。



■生活困窮に関するご相談は！

那覇市役所 健康福祉部 保護課 福祉相談医療対策室にて市民の皆様のご相談をお受けします。ご相談がある方は下記の連絡先までお問い合わせください。

福祉相談医療対策室 ☎862-0515

■ホームレスの皆様に関するご相談は！

那覇市役所 健康福祉部 福祉政策課にてホームレスの皆様のご相談をお受けします。生活、医療相談などがある方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

福祉政策課 ☎862-9002

■就職に関するご相談は！

那覇市役所 雇用対策室(本庁1階「なはし就職なんでも相談センター」)にて市民の皆様のご就職支援等についてのご相談をお受けしております。

雇用対策室 ☎861-0065